

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 城南学園

女性活躍推進法に基づき、職員が働きやすい環境づくりや、職員の能力を十分に発揮できるような様々な支援により、職場のリーダーとして活躍する女性をさらに増やすため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 内 容

目標 計画期間内に、正職員の採用者に占める女性比率を45%以上とします。

<対策>

- ・令和4年4月～ 男女ともに活躍できる採用計画を作成し、応募しやすい募集を行う。採用時には、男女の均衡を図るよう取り組む。

目標 計画期間内に、管理職の配置と役割を再検討し、主任以上の女性管理職割合を20%以上とします。

<対策>

- ・令和4年4月～ 調査や個人面談を実施し、役職に就くことの意識調査を行い、それを基に研修計画を作成し、研修を実施する。